



第80期 定時株主総会 招集ご通知

日 時 ▶ 2022年6月24日（金曜日）午前10時

場 所 ▶ 東京都台東区池之端一丁目4番1号
東天紅上野店 3階 凤凰の間

Contents

第80期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 (添付書類)	
事業報告	19
1. 会社の現況に関する事項	19
2. 株式の状況	28
3. 新株予約権等の状況	29
4. 会社役員の状況	29
5. 会計監査人の状況	35
6. 業務の適正を確保するための体制	35
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	38
8. 会社の支配に関する基本方針	39
計算書類	40
会計監査人監査報告書	48
監査等委員会監査報告書	51
連結計算書類	53
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書	64
連結計算書類に係る監査等委員会監査報告書	67

証券コード 1950
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都台東区池之端一丁目2番23号

日本電設工業株式会社

代表取締役社長 土屋忠巳

第80期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご来場の見合わせにつきましてもご検討いただき、インターネット又は郵送により事前の議決権の行使をお願い申しあげます。

株主総会参考書類をご検討いただきまして、3頁から4頁に記載のいずれかの方法により議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都台東区池之端一丁目4番1号
東天紅上野店 3階 凤凰の間

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第80期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト  <https://www.densetsuko.co.jp/>

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご来場の見合わせにつきましてもご検討いただき、インターネット又は郵送により事前の議決権の行使をお願い申しあげます。

ご出席される株主様におかれましては、ソーシャルディスタンスを確保する観点から十分な座席数を確保できない可能性があり、満席となった場合にはご入場をお断りすることもございますので、予めご了承いただきますようお願い申しあげます。

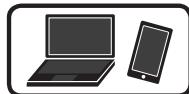
株主総会会場においては、全員がマスクを着用することとし、また、感染拡大防止のために必要な対応（発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場をお願いすること等）を講じることとしておりますので、ご理解くださいますようお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.densetsuko.co.jp/>）にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

インターネットによる議決権行使



議決権行使期限 ➤ 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

郵送による議決権行使



議決権行使期限 ➤ 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、各議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして
お取り扱いさせていただきます。

株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 ➤ 2022年6月24日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として
株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

ご注意

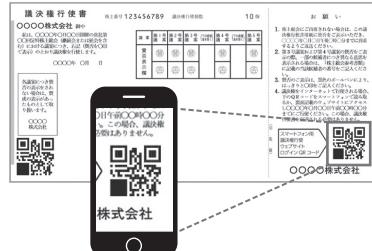
- ◎ インターネットと書面により、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、
インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。
- ◎ パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次の株主総会時は、新たに
発行いたします。
- ◎ パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手
続きください。
- ◎ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によ
ってはご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

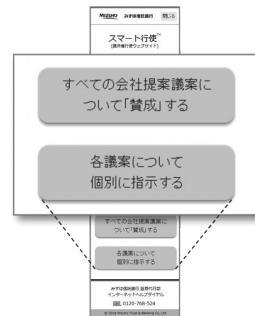
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただ
くことが可能ですか。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイトのログイン画面。操作手順説明文と「次へすすむ」ボタンがあります。

- 当サイトのご利用方法については「次へ」を押してください。ご了解いただけない場合は、「次へすすむ」ボタンよりご利用ください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード入力画面。操作手順説明文と「議決権行使コード」入力欄、「次へ」ボタン、「閉じる」ボタンがあります。

- 議決権行使コードを入力して、「次へ」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードが複数枚ある場合は、必ず最初の枚を入力して、「次へ」ボタンをクリックしてください。
- 複数枚提出する場合は、必ず最後の枚を入力して、「次へ」ボタンをクリックしてください。

「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。

初期パスワード入力画面。操作手順説明文と「初期パスワード」入力欄、「登録」ボタンがあります。

- 「パスワードを設定してください。」
- 「議決権行使書用紙に記載の「パスワード」と同じパスワード（例：1234）を入力し、「登録」ボタンをクリックしてください。
- 「リセット」ボタンと一緒に再設定する場合、色のリンクをクリックしてください。

「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください。

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524
(午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題と認識し、利益配分については、企業体質強化のための内部留保や配当性向にも配意しつつ、株主の皆様へ安定した配当を行うことを基本方針としております。

当期の株主配当金及びその他の剰余金の処分については、当期の業績及び今後の経営環境等を勘案し、次のとおりとしたいと存じます。

当社としましては、株主の皆様により一層報いることができますよう業績向上への努力を続けてまいる所存でございます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金31円としたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,906,927,893円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日としたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) <u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところによりインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) <u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【附 則】 第1条 (条文省略) (新設)</p>	<p>【附 則】 第1条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および 変更案第15条（電子提供措置等）の新 設は、会社法の一部を改正する法律（令 和元年法律第70号）附則第1条ただし 書きに規定する改正規定の施行の日であ る2022年9月1日（以下「施行日」と いう。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする株 主総会についてでは、現行定款第15条は なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 附則第2条は、施行日から6か月を経 過した日または前項の株主総会の日から 3か月を経過した日のいずれか遅い日後 にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名が任期満了となります。つきましては、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を一層促進し、経営体制の若返りと強化を図るため2名増員して取締役8名の選任をしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	つちや　ただみ 土屋 忠巳 (1953年9月9日生)	1978年4月 日本国有鉄道入社 2007年6月 東日本旅客鉄道(株)水戸支社長 2008年6月 東日本旅客鉄道(株)執行役員水戸支社長 2010年6月 東日本旅客鉄道(株)取締役鉄道事業本部 電気ネットワーク部長 2010年6月 当社取締役 2012年6月 当社代表取締役専務取締役 社長補佐、鉄道・国際担当 2015年6月 当社代表取締役社長（現任）	44,300株
【取締役候補者とした理由】			
土屋忠巳氏は、東日本旅客鉄道株式会社並びに当社での豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社の企業価値向上に貢献しており、2015年6月からは代表取締役社長として職責を果たしております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案し、当社取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	やす だ かず じぱ 安田 一成 (1966年1月4日生)	1988年4月 東日本旅客鉄道(株)入社 2008年6月 東日本旅客鉄道(株)長野支社総務部長 2014年6月 東日本旅客鉄道(株)鉄道事業本部 電気ネットワーク部担当部長 2015年6月 東日本旅客鉄道(株)東京電気システム開発工事事務所長 2017年6月 東日本旅客鉄道(株)総合企画本部投資計画部長 2018年6月 東日本旅客鉄道(株)執行役員鉄道事業本部 電気ネットワーク部長 2018年6月 当社取締役 2021年6月 当社専務取締役（現任） 安全・鉄道・国際担当	11,300株
【取締役候補者とした理由】			
		安田一成氏は、東日本旅客鉄道株式会社並びに当社での豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社の企業価値向上に貢献しており、2021年6月からは専務取締役として職責を果たしております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案し、当社取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	
3	えん つば まさる 圓鍔 勝 (1954年2月16日生)	1978年4月 当社入社 2005年4月 当社執行役員情報通信本部長 2008年6月 当社執行役員中部支店長 2011年6月 当社執行役員関連事業本部長 2015年6月 当社常務執行役員西日本統括本部長 2017年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社代表取締役専務取締役 2021年6月 当社代表取締役副社長（現任） 社長補佐、情報通信・システム担当	21,700株
【取締役候補者とした理由】			
		圓鍔 勝氏は、入社以来、主に鉄道電気工事部門及び情報通信工事部門に従事し、その豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社の企業価値向上に貢献しており、2021年6月からは代表取締役副社長として職責を果たしております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案し、当社取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
4	これ なが よし のり 是永佳則 (1955年2月5日生)	1976年4月 当社入社 2006年10月 当社財務部担当部長 2008年10月 当社経営企画本部経営企画部長 2011年4月 当社人事部長 2012年6月 当社執行役員西日本統括本部九州支店長 2014年6月 当社執行役員関連事業本部長 2019年6月 当社常務執行役員経営企画本部長 2021年6月 当社常務取締役（現任） 関連事業・監査・財務・人事・総務担当	15,700株
【取締役候補者とした理由】			
是永佳則氏は、入社以来、主に経営管理・財務・管理部門に従事し、その豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社の企業価値向上に貢献しており、2021年6月からは常務取締役として職責を果たしております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案し、当社取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	たに やま まさ あき 谷山雅昭 (1960年10月4日生)	1985年4月 当社入社 2008年10月 当社情報通信本部ネットワーク工事部長 2014年4月 当社情報通信本部副本部長 2017年10月 当社執行役員情報通信本部長 2021年6月 当社常務執行役員経営企画本部長（現任）	3,100株
【取締役候補者とした理由】			
谷山雅昭氏は、入社以来、主に鉄道電気工事部門及び情報通信工事部門に従事し、その豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社の企業価値向上に貢献しております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案し、当社取締役として適任であると判断したため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
6	とがわゆうじ 外川友司 (1961年5月24日生)	1984年 4月 当社入社 2013年 6月 当社東北支店工務部長 2015年 6月 当社営業統括本部東京支店副支店長 2018年 6月 当社執行役員営業統括本部副本部長兼 東京支店長 2020年 6月 当社常務執行役員営業統括本部長（現任）	1,700株
【取締役候補者とした理由】 外川友司氏は、入社以来、主に一般電気工事部門に従事し、その豊富な経験及び幅広い見識をもとに当社の企業価値向上に貢献しております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案し、当社取締役として適任であると判断したため、取締役候補者いたしました。			
7	おおうちあつし 大内敦 (1963年10月24日生)	1988年 4月 東日本旅客鉄道(株)入社 2008年 6月 東日本旅客鉄道(株)千葉支社設備部長 2009年 6月 東日本旅客鉄道(株)鉄道事業本部 電気ネットワーク部次長 2014年 6月 東日本旅客鉄道(株)総合企画本部システム企画部長 2016年 6月 東日本旅客鉄道(株)執行役員盛岡支社長 2018年 6月 東日本旅客鉄道(株)常務執行役員 技術イノベーション推進本部副本部長 2021年 6月 東日本旅客鉄道(株)常務取締役 技術イノベーション推進本部副本部長（現任） 2021年 6月 当社取締役（現任）	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大内敦氏は、東日本旅客鉄道株式会社での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、2021年6月からは当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献していただいております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案したうえで、当社の経営全般に対する監督及び客観的な立場からの助言等をいただくとともに、企業経営や鉄道電気工事部門をはじめとした各工事部門で求められる安全・品質の確保、技術・IT・DX等に関する監督機能の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。 同氏は、東日本旅客鉄道株式会社の常務取締役技術イノベーション推進本部副本部長を兼務しております。同社は当社の大株主であり、得意先であります。 同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
8	倉元政道 (1955年9月11日生)	<p>1980年4月 (株)明電舎入社 2013年4月 (株)明電舎執行役員研究開発本部長 2014年4月 (株)明電舎常務執行役員研究開発本部長 2015年6月 (株)明電舎取締役兼専務執行役員研究開発本部長 2018年4月 (株)明電舎代表取締役 取締役副社長 2021年6月 (株)明電舎顧問 2022年4月 (株)明電舎特任顧問 (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 倉元政道氏は、他の会社での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、本人の人格、能力等を総合的に勘案したうえで、当社の経営全般に対する監督及び客観的な立場からの助言等をいただくとともに、企業経営やESGに加えて施工全般における技術等に関する監督機能の強化に尽力いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。 同氏は、株式会社明電舎の特任顧問を兼務しております。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 大内 敦と倉元政道の両氏は、社外取締役の候補者であります。
 3. 倉元政道氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 4. 大内 敦氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 倉元政道氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	みず 水 かみ 上 わたる 涉 (1960年2月12日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社情報通信本部総務部長 2010年6月 当社総務部長 2012年6月 当社人事部長 2015年6月 当社東北支店経営企画部長 2017年6月 当社経営企画本部経営企画部長 2019年6月 当社取締役常勤監査等委員（現任） 2021年6月 大同信号(㈱)社外監査役（現任）	9,200株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】			
水上 涉氏は、入社以来、主に管理・財務・経営企画部門に従事し、その豊富な経験及び幅広い見識をもとに2019年6月からは取締役常勤監査等委員として取締役会、監査等委員会の適正な意思決定の確保に貢献しております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案し、当社取締役として適任であると判断したため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
2	かわ また なお たか 川俣尚高 (1965年5月1日生)	1990年4月 運輸省(現 国土交通省)入省 1994年4月 弁護士登録 1994年4月 丸の内総合法律事務所 入所 2008年1月 丸の内総合法律事務所 パートナー(現任) 2015年4月 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官 2016年6月 トレックス・セミコンダクター株社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年6月 (株)ニップン社外取締役(現任) 2019年11月 司法試験考查委員(民法)(現任) 2020年6月 当社取締役監査等委員(現任)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
川俣尚高氏は、弁護士及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、2020年6月からは当社取締役監査等委員として取締役会、監査等委員会の適正な意思決定の確保に貢献していただいております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案したうえで、当社の経営全般に対する監督及び客観的な立場からの助言等をいただくとともに、コンプライアンスや業務執行における妥当性、法務・リスクマネジメント、ガバナンス等に関する監督機能の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
同氏は、トレックス・セミコンダクター株式会社の社外取締役(監査等委員)及び株式会社ニップンの社外取締役を兼務しております。			
同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			
3	じも やま たか し 下山貴史 (1965年5月9日生)	1992年4月 東日本旅客鉄道(株)入社 2006年6月 東日本旅客鉄道(株)仙台支社仙台土木技術センター所長 2016年6月 東日本旅客鉄道(株)仙台支社設備部長 2018年6月 東日本旅客鉄道(株)鉄道事業本部設備部次長 2021年6月 東日本旅客鉄道(株)監査部長(現任) 2021年6月 当社取締役監査等委員(現任)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
下山貴史氏は、東日本旅客鉄道株式会社での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、2021年6月からは当社取締役監査等委員として取締役会、監査等委員会の適正な意思決定の確保に貢献していただいております。これらの実績及び本人の人格、能力等を総合的に勘案したうえで、当社の経営全般に対する監督及び客観的な立場からの助言等をいただくとともに、鉄道電気工事部門をはじめとした各工事部門で求められる安全・品質の確保における妥当性、ガバナンス等に関する監督機能の強化に尽力いただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
同氏は、東日本旅客鉄道株式会社の監査部長を兼務しております。同社は当社の大株主であり、得意先であります。			
同氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
4	こんどうくにひろ 近藤邦弘 (1957年1月28日生)	<p>1980年4月 (株)富士銀行入行 2004年4月 (株)みずほ銀行九段支店長 2007年4月 (株)みずほ銀行執行役員大阪支店長 2010年4月 (株)みずほプライベートウェルスマネジメント監査役 2011年4月 高砂熱学工業(株)執行役員東日本事業本部 東京本店副本店長 2014年4月 高砂熱学工業(株)執行役員営業本部副本部長 2017年6月 高砂熱学工業(株)常勤監査役 (現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 近藤邦弘氏は、他の会社での豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、本人の人格、能力等を総合的に勘案したうえで、当社の経営全般に対する監督及び客観的な立場からの助言等をいただくとともに、営業マーケティングや財務会計にかかる知見をもとに業務執行における妥当性、ガバナンス等に関する監督機能の強化に尽力いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 川俣尚高、下山貴史、近藤邦弘の3氏は、社外取締役の候補者であります。
 3. 川俣尚高、近藤邦弘の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
 4. 川俣尚高、下山貴史の両氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 近藤邦弘氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

(ご参考) スキル・マトリックス

本総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合の各取締役のスキルは以下のとおりです。

氏名	当社における地位	企業経営 経営戦略	安全 品質	技術 IT・DX	営業 マーケティング	財務 会計	法務 リスクマネジメント	環境・社会 ガバナンス
土屋 忠巳	取締役会長	○	○	○	○		○	○
安田 一成	代表取締役社長	○	○	○	○		○	○
圓 銀 勝	代表取締役副社長	○	○	○	○		○	○
是永 佳則	常務取締役	○			○	○	○	○
谷山 雅昭	常務取締役	○	○	○	○			
外川 友司	常務取締役	○	○	○	○			
大内 敦	取締役	○	○	○				
倉元 政道	取締役	○		○				○
水上 渉	取締役 常勤監査等委員					○	○	○
川俣 尚高	取締役 監査等委員						○	○
下山 貴史	取締役 監査等委員		○					○
近藤 邦弘	取締役 監査等委員				○	○		○

(注) 1. 上記「当社における地位」の記載内容は、各候補者が本総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2. 上記一覧表は、各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

(ご参考) 当社の社外取締役の独立性基準

当社は株式会社東京証券取引所の独立役員の候補者について、社外取締役の独立性を判断するための基準を定めており、次のいずれかに該当する場合は独立性を有していないものとみなしております。

1. 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、使用人（以下「業務執行者」という）である者、又はその就任の前10年間において業務執行者であった者
2. 現事業年度及び過去3事業年度において1事業年度でも、以下のいずれかに該当する者
 - (1)当社グループの主要な取引先である企業等（注1）の業務執行者
 - (2)当社グループを主要な取引先とする企業等（注2）の業務執行者
 - (3)当社グループの主要な借入先（注3）の業務執行者
 - (4)当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している株主（株主が企業等である場合はその業務執行者）
 - (5)当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している企業等の業務執行者
 - (6)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタント
 - (7)当社グループから多額の金銭その他の財産（注4）による寄付を受けている者、又は寄付を受けている企業等の業務執行者
 - (8)当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員
 - (9)当社グループの業務執行者が社外役員に就いている、又は就いていた企業等の業務執行者

3. 以下に掲げる者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族又は生計を共にする者

- (1)当社グループの業務執行者
- (2)2.(1)から(9)に掲げる者

- (注) 1. 当社グループの主要な取引先である企業等とは、当社グループが製品又はサービスを提供しており、その年間取引額が当社の連結売上高の2%以上の取引先及びその親会社もしくは親会社の事業報告に重要な子会社として記載されている子会社（以下「重要な子会社」という）
2. 当社グループを主要な取引先とする企業等とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供しており、その年間取引額が当該取引先の連結売上高の2%以上の取引先及びその親会社もしくは重要な子会社
3. 当社グループの主要な借入先とは、当社グループが借り入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%以上の借入先及びその親会社もしくは重要な子会社
4. 多額の金銭その他の財産とは、その価格の総額が、個人の場合1事業年度につき1,000万円以上、企業等の場合は連結売上高の2%以上のもの

以 上

事 業 報 告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当期の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和され持ち直しの動きがみられたものの、変異株の感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がありました。当建設業界における受注環境は、公共投資は弱含んでおり、民間設備投資は持ち直しに足踏みがみられました。当社を取り巻く経営環境は、各鉄道会社の旅客収入の大幅な減少による設備投資の抑制や民間工事における低価格での受注競争が激化すること等により近年にない厳しい状況がありました。

このような状況の中で、当社は営業体制の強化を図り、新規工事の受注確保に努めました結果、当期の受注工事高は1,383億円（前期比91%）となりました。

完工工事高は、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により33億円増加した結果、1,389億円（前期比89%）となり、繰越工事高は1,257億円（前期比82%）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用前の完工工事高は顧客の設備投資の抑制や前期に大型工事の完成が集中したことの反動等により1,356億円（前期比87%）となり、繰越工事高は過去最高の1,573億円（前期比103%）となっております。

利益については、前期に比べ工事採算性が低下したこと等により、経常利益は75億68百万円（前期比61%）となり、当期純利益は47億85百万円（前期比57%）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

鉄道電気工事部門

当期は、顧客の設備投資の抑制等により厳しい状況でありましたが、東日本旅客鉄道株式会社を始めとするJR各社、公営鉄道及び民営鉄道等に対して組織的営業を展開し受注の確保に努めました結果、大宮操車場連動装置取替信号設備改良工事、高崎線岡部駅・本庄駅間電車線路修繕工事、市営地下鉄片倉変電所機器更新工事等を受注し、受注工事高は734億円（前期比92%）となりました。

完工工事高は、顧客の設備投資の抑制等により厳しい状況でしたが、品川駅中央新幹線送電線路設備改良工事、東北本線岩沼駅構内信号設備改良工事、（都営）浅草線馬込変電所変電設備更新工事等が完成し、収益認識会計基準等の適用により24億円増加した結果、718億円（前期比93%）となり、繰越工事高は620億円（前期比78%）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用前の完工工事高は693億円（前期比89%）となり、繰越工事高は837億円（前期比105%）となっております。

一般電気工事部門

当期は、顧客の設備投資の抑制等により厳しい状況でしたが、建設需要が高い工事等を中心に、顧客志向に基づいた営業活動を展開し受注の確保に努めました結果、高輪ゲートウェイシティ（仮称）まちエネ電気設備工事、うめきた2期区域開発事業北街区賃貸棟電気設備工事等を受注し、受注工事高は466億円（前期比96%）となりました。

完工工事高は、前期に大型工事の完成が集中したことの反動等がありましたが、JR目黒MARCビル新築電気設備工事、中国自動車道高田IC・加計スマートIC間トンネル照明設備更新工事等が完成した結果、419億円（前期比84%）となり、繰越工事高は468億円（前期比100%）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用前の完工工事高は419億円（前期比84%）となり、繰越工事高は514億円（前期比110%）となっております。

情報通信工事部門

当期は、顧客の設備投資の抑制等により厳しい状況でしたが、得意先等に対し全社的な受注の確保に努めました結果、楽天モバイル北海道地区基地局新設工事等を受注し、受注工事高は182億円（前期比76%）となりました。

完成工事高は、不感地対策工事の収束による反動等がありましたが、5Gアンテナインフラシェア通信設備新設工事等が完成し、収益認識会計基準等の適用により8億円増加した結果、235億円（前期比90%）となり、繰越工事高は168億円（前期比64%）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用前の完成工事高は226億円（前期比87%）となり、繰越工事高は221億円（前期比83%）となっております。

区 分 部門別	前 期 繰越工事高	当 期 受注工事高	当 期 完成工事高	次 期 繰越工事高
鉄道電気工事	百万円 60,498	百万円 73,435	百万円 71,862	百万円 62,071
一般電気工事	42,126	46,642	41,947	46,821
情報通信工事	22,128	18,279	23,527	16,880
その他	—	—	1,653	—
計	124,753	138,357	138,990	125,774

- (注) 1. 不動産の賃貸・管理等は、受注生産を行っていないため、「当期受注工事高」の「その他」には金額が含まれおりません。
 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 3. 前期繰越工事高については、収益認識会計基準等の適用により、2021年3月期の次期繰越工事高と一致しておりません。

当期中の受注工事の主なもの

得意先名	工事名
東日本旅客鉄道(株)	大宮操車場連動装置取替信号設備改良工事
東日本旅客鉄道(株)	高崎線岡部駅・本庄駅間電車線路修繕工事
西日本旅客鉄道(株)	奈良線新田駅・城陽駅間電気設備新設工事
横浜市交通局	市営地下鉄片倉変電所機器更新工事
沖縄都市モノレール(株)	沖縄都市モノレールインフラ外電気設備工事
(株)えきまちエナジークリエイト	高輪ゲートウェイシティ(仮称)まちエネ電気設備工事
(株)竹中工務店	うめきた2期区域開発事業北街区賃貸棟電気設備工事
国土交通省	大分空港滑走路灯改良工事
三豊総合病院企業団	三豊総合病院企業団健診棟整備事業電気設備工事
楽天モバイル(株)	楽天モバイル北海道地区基地局新設工事

当期中の完成工事の主なもの

得意先名	工事名
東日本旅客鉄道(株)	品川駅中央新幹線送電線路設備改良工事
東日本旅客鉄道(株)	東北本線岩沼駅構内信号設備改良工事
東京都交通局	(都営)浅草線馬込変電所変電設備更新工事
宇都宮市	宇都宮LRT電車線路設備工事
西五反田3丁目A棟新築工事共同企業体	JR目黒MARCビル新築電気設備工事
西日本高速道路(株)	中国自動車道高田IC・加計スマートIC間トンネル照明設備更新工事
(独)国立美術館	国立西洋美術館総合改修電気設備工事
塚本学院	大阪芸術大学キャラクター造形学科棟新築電気設備工事
東日本旅客鉄道(株)	川崎発電所新1号機配管新設工事
JR東日本ビルテック(株)	5Gアンテナインフラシェア通信設備新設工事

② 設備投資の状況

当期中の設備投資は、ロータス西千葉(千葉市稻毛区)、NDK仙台東ビル(仙台市若林区)及びNDK秋田ビル(秋田県秋田市)の建設等であります。

③ 資金調達の状況

当期中に増資等による資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況

期別 区分	第77期 (2018.4.1 (2019.3.31)	第78期 (2019.4.1 (2020.3.31)	第79期 (2020.4.1 (2021.3.31)	第80期 (2021.4.1 (2022.3.31)
受注工事高	百万円 158,909	百万円 159,908	百万円 152,507	百万円 138,357
完成工事高	百万円 143,036	百万円 155,976	百万円 155,531	百万円 138,990
当期純利益	百万円 8,038	百万円 9,115	百万円 8,414	百万円 4,785
1株当たりの当期純利益	円 130.68	円 148.18	円 136.79	円 77.80
総資産	百万円 204,225	百万円 206,497	百万円 211,531	百万円 204,445
純資産	百万円 127,045	百万円 131,230	百万円 138,696	百万円 139,000

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 不動産の賃貸・管理等は、受注生産を行っていないため、「受注工事高」には金額が含まれておりません。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
NDK総合サービス(株)	80 百万円	% 100.0	電気機器・材料の販売及び不動産の賃貸、仲介、管理等
NDKイツツ(株)	40	100.0	ソフトウェアの開発等の情報サービス
NDK電設(株)	20	100.0	一般電気工事の施工
NDK設備設計(株)	10	100.0	電気設備等の企画、設計、積算、監理
NDKアールアンドイー(株)	10	100.0	電気設備に関する教育、図書出版
日本電設電車線工事(株)	10	100.0	鉄道電気工事の施工
日本電設信号工事(株)	10	100.0	鉄道電気工事の施工
日本電設通信工事(株)	10	100.0	鉄道電気通信工事の施工
NDK西日本電設(株)	20	100.0	一般電気工事の施工
(株)東電	34	100.0	一般電気工事の施工
トキワ電気工業(株)	20	100.0	一般電気工事の施工
(株)石田工業所	30	100.0	管工事の施工
東日本電気エンジニアリング(株)	97	66.7	電気・通信設備の検査、修繕、工事請負

(4) 対処すべき課題

今後の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待されます。一方、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があり、また感染症による影響に注視が必要な状況が続くものと思われます。当建設業界においては、公共投資は弱含みで推移していくことが見込まれるもの次第に国土強靭化の推進等に係る予算の効果が発現すること、民間設備投資は企業収益の改善等を背景に持ち直し傾向が続くことが期待されるものの、依然として厳しい状況が続くものと思われます。当社を取り巻く経営環境は、各鉄道会社の旅客収入の大幅な減少による設備投資の抑制や民間工事における低価格での受注競争が激化すること等が予想され、依然として厳しい状況が続くなか、大規模な駅再開発関連プロジェクトが計画されていること等、民間設備投資が持ち直しの動きを見せてのことから徐々に回復していくものと考えております。

このような状況の中で、当社は各工事部門で次の取り組みを行ってまいります。

鉄道電気工事部門については、安全・安定輸送に寄与するための安全レベルの向上に努め、最大の得意先である東日本旅客鉄道株式会社のご要望に対応しうる体制の整備を推進するとともに、JR各社、公営鉄道、民営鉄道及びモノレール等にも積極的な営業活動を展開し、受注の確保に努めてまいります。

一般電気工事部門については、駅再開発関連等への営業を始め、お客様のご要望にお応えできる提案や事業継続に対応したリニューアル提案営業を推進し、さらなる受注の獲得に努めてまいります。また、自社ビルのZEB化で培った技術を活かし、付加価値を高めた提案営業により環境エネルギー分野の受注拡大を目指してまいります。

情報通信工事部門については、ネットワークインフラ構築工事及び通信事業者各社の移動体通信基地局建設工事等を受注するため全社的に積極的な営業を図り、受注の拡大に努めてまいります。

当社は、このように全社を挙げて営業活動を展開して受注の確保に全力を傾注し、安全と品質の確保に努め、コスト競争力の強化、新規事業の開発及び人材育成を推進し、業績の向上に鋭意努力する所存でございます。

なお、当社は、第80期以降3年間の中期経営計画である「日本電設3ヶ年経営計画2021」を策定しております。この経営計画では、副題として「ニューノーマルに挑む 変革」を掲げ、第81期より、安全・品質とコンプライアンス、自ら考

え行動する社員の育成、人と組織の連携で新たな価値創造、働きがいを実感できる職場づくりに、環境経営の推進を加えた5つの重点実施テーマに基づく各諸施策を進めることにより、持続的成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者 ((特－1) 第2995号) として国土交通大臣の許可を受け、電車線路工事、発変電工事、送電線工事、電灯電力工事、信号工事、情報通信設備工事、建築電気設備工事、暖冷房・空気調和設備工事、給排水・衛生設備工事並びに計装工事の設計・施工をしております。

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

本店 東京都台東区池之端一丁目2番23号

支店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
鉄道統括本部	東京都	北海道支店	札幌市
営業統括本部	東京都	東北支店	仙台市
情報通信本部	東京都	中部支店	名古屋市
環境エネルギー本部	東京都	西日本統括本部	大阪市
関東支店	東京都	大阪支店	大阪市
東京支店	東京都	中国支店	広島市
横浜支店	横浜市	四国支店	高松市
東関東支店	千葉市	九州支店	福岡市
北関東支店	さいたま市	関連事業本部	東京都

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,496名	56名増	42.2歳	14.2年

(注) 従業員数は就業人員数(社外への出向者181名を除き、社外からの出向者69名を含む)で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 198,000,000株

(2) 発行済株式の総数 61,537,219株

(3) 株主数 4,689名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		
	持 株 数	持 株 比	率
東日本旅客鉄道株式会社	11,598 千株		18.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,132		10.0
日本電設工業共済会	3,073		5.0
日本コンクリート工業株式会社	3,040		4.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	3,031		4.9
NDKグループ従業員持株会	2,166		3.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,494		2.4
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	1,290		2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・日本コンクリート工業株式会社口)	1,041		1.7
新日本空調株式会社	1,000		1.6

(注) 1. 持株数は千株未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（23,416株）を控除して計算しております。

3. 2020年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者2社が2020年6月30日現在で5,212千株（発行済株式総数の8.5%）を保有している旨が記載されているものの、当社として当期末における実質所有株式数の確認ができないいため、上記大株主には含めておりません。

4. 2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者1社が2016年10月14日現在で4,392千株（発行済株式総数の6.7%）を保有している旨が記載されているものの、当社として当期末における実質所有株式数の確認ができないいため、上記大株主には含めておりません。

3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	土屋 忠巳	
代表取締役副社長	圓 鎧 勝	社長補佐、情報通信・システム担当
専務取締役	安田 一成	安全・鉄道・国際担当
常務取締役	佐野 清孝	経営企画・営業・環境エネルギー担当
常務取締役	是永 佳則	関連事業・監査・財務・人事・総務担当
取締役	大内 敦	東日本旅客鉄道株式会社 常務取締役技術イノベーション推進本部副本部長
取締役常勤監査等委員	水上 渉	大同信号株式会社 社外監査役
取締役監査等委員	杉本 素信	
取締役監査等委員	川俣 尚高	トレックス・セミコンダクター株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ニップン 社外取締役
取締役監査等委員	下山 貴史	東日本旅客鉄道株式会社 監査部長

- (注) 1. 取締役大内 敦、杉本素信、川俣尚高及び下山貴史は、社外取締役であります。
2. 取締役杉本素信及び川俣尚高は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 社内における情報の的確な把握、機動的な監査等への対応のため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 監査等委員である取締役水上 渉は、当社の管理・財務・経営企画部門に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役江川健太郎、岩崎俊隆及び山本康裕は、2021年6月25日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 監査等委員である取締役田中友行は、2021年6月25日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
7. 取締役是永佳則及び大内 敦は、2021年6月25日開催の第79期定時株主総会において、取締役に就任いたしました。
8. 監査等委員である取締役下山貴史は、2021年6月25日開催の第79期定時株主総会において、前任者田中友行氏の補欠として監査等委員である取締役に就任いたしました。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については、2016年6月24日開催の第74期定時株主総会において年額3億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額については、2016年6月24日開催の第74期定時株主総会において年額9,600万円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）であります。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会が決議する報酬総額の限度額以内で、活動状況等を総合的に勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された限度額の範囲内で取締役会決議に基づき代表取締役社長土屋忠巳にその具体的な内容について委任しており、委任する権限は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）に基づく各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬の決定としております。当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定にあたっては、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように報酬制度に係る規程を基本としております。

③ 決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定方法

任意の委員会である人事委員会で審議のうえ、2021年2月15日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、会社への業績貢献度を基本として、中長期的な業績向上に向けての貢献意欲に報いるものとし、基本報酬と業績連動報酬で構成しております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、職務と成果を反映して決定し金銭で支給することとしております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬は、企業本来の営業活動に加えて財務活動の成果を加味した総合的な収益力を表している連結経常利益を指標として、その目標達成度合いに連動した係数を用いて算出し、これに職務と成果を反映して決定し金銭で支給することとしております。なお、個人別の報酬額における基本報酬、業績連動報酬の割合は、業績連動報酬により変動し、概ね基本報酬7割、業績連動報酬3割となっております。

基本報酬は月例の固定報酬として毎月支給し、業績連動報酬は賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるように報酬制度に係る規程を基本としており、代表取締役社長が決定した個人別の報酬等について、任意の委員会である人事委員会に報告し、客観性・公正性・透明性を確保しております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	177 (3)	126 (2)	50 (0)	— (—)	10 (2)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	31 (13)	31 (13)	— (—)	— (—)	5 (4)

(注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名及び監査等委員である取締役1名 (うち社外取締役1名) を含んでおります。

2. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容及びその理由並びに業績連動報酬の算定方法は、「③決定方針に関する事項」の「イ. 決定方針の概要」に記載のとおりであります。

当事業年度の連結経常利益の目標70億円に対し実績は87億円되었습니다。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役大内 敦は、東日本旅客鉄道株式会社の常務取締役技術イノベーション推進本部副本部長を兼務しております。なお、東日本旅客鉄道株式会社は当社の大株主であり、得意先であります。

取締役監査等委員川俣尚高は、トレックス・セミコンダクター株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社ニッパンの社外取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役監査等委員下山貴史は、東日本旅客鉄道株式会社の監査部長を兼務しております。なお、東日本旅客鉄道株式会社は当社の大株主であり、得意先であります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
大 内 敦	取 締 役	2021年6月25日就任後に開催した取締役会8回中7回に出席しております。東日本旅客鉄道株式会社での経験等をもとに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っており、企業経営や鉄道電気工事部門をはじめとした各工事部門で求められる安全・品質の確保等に関する監督機能において重要な役割を果たしております。
杉 本 素 信	取 締 役 (監査等委員)	当期に開催した取締役会11回全てに、監査等委員会12回全てに出席しております。金融機関や他の会社での経験等をもとに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っており、業務執行における妥当性・リスク等に関する監督機能において重要な役割を果たしております。
川 保 尚 高	取 締 役 (監査等委員)	当期に開催した取締役会11回全てに、監査等委員会12回全てに出席しております。弁護士としての専門的知見及び他の会社での幅広い経験等をもとに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っており、コンプライアンスや業務執行における妥当性・リスク等に関する監督機能において重要な役割を果たしております。
下 山 貴 史	取 締 役 (監査等委員)	2021年6月25日就任後に開催した取締役会8回中7回に、監査等委員会8回中7回に出席しております。東日本旅客鉄道株式会社での経験等をもとに、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っており、鉄道電気工事部門をはじめとした各工事部門で求められる安全・品質の確保等における妥当性・リスク等に関する監督機能において重要な役割を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

執行役員

取締役会を経営方針・戦略の意思決定機関並びに業務執行の監督を行う機関として位置づけ、経営機能と業務執行を分離することにより、効率的な経営の実現と競争力の強化を目指すため、執行役員制度を導入しております。

2022年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

会 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	氏 名
常 務 執 行 役 員 鉄道統括本部長	潮 屋 稔
常 務 執 行 役 員 関連事業本部長	小 野 英 美
常 務 執 行 役 員 エンジニアリング部長	薮 信 一
常 務 執 行 役 員 営業統括本部長	外 川 友 司
常 務 執 行 役 員 東北支店長	金 子 力
常 務 執 行 役 員 西日本統括本部長兼大阪支店長	岡 正 宏
常 務 執 行 役 員 経営企画本部長	谷 山 雅 昭
執 行 役 員 中央学園長	村 上 正 夫
執 行 役 員 営業統括本部副本部長	今 栄 忠 彦
執 行 役 員 鉄道統括本部副本部長	保 莢 伸 一
執 行 役 員 経営企画本部副本部長	大 澤 俊 夫
執 行 役 員 鉄道統括本部副本部長	西 脇 篤
執 行 役 員 安全推進部長	法 月 達 二
執 行 役 員 鉄道統括本部関東支店長	岩 本 勝 文
執 行 役 員 鉄道統括本部副本部長	海老沼 里 志
執 行 役 員 北海道支店長	小 林 直 樹
執 行 役 員 営業統括本部副本部長	藤 井 一 成
執 行 役 員 西日本統括本部九州支店長	加 藤 大 藏
執 行 役 員 東北支店副支店長	石 山 靖 治
執 行 役 員 営業統括本部副本部長	山 本 浩 志
執 行 役 員 技術開発本部長	中 島 等
執 行 役 員 鉄道統括本部副本部長	鈴 木 謙 吾
執 行 役 員 営業統括本部副本部長	山 中 幸 一

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 東邦監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当社と会計監査との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適正性、報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア. 当社及び子会社は、法令及び定款等を順守した行動をとるための行動規範として法令順守規程を定め、取締役はこれを順守する。
イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。
ウ. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ア. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理を行う。
イ. 取締役は、上記情報を常時閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理規程を制定し、当社で起こりうる危機を定義するとともに危機の発生またはそのおそれがある場合の取締役への速報義務と速報体制及び対策本部の設置並びに社外対応等を定め、これを周知することにより損失の危険を管理する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
イ. 経営に関する重要事項を審議する機関として、経営会議を設置している。
ウ. 経営機能と業務執行を分離することにより、効率的な経営の実現と競争力の強化を目指すため、執行役員制度を導入している。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア. 当社は、法令及び定款等を順守した行動をとるための行動規範として法令順守規程を定め、使用人はこれを順守する。また、使用人が法令順守規程に違反した場合には就業規則に則り適切に対処する。
イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。
ウ. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア. 子会社社長会を開催し当社経営方針等の伝達及び意見交換を行い、当社取締役はNDKグループ会社の社長から決算報告等を受ける。
イ. 危機管理規程に従い、子会社において危機の発生又は発生のおそれがある場合、当社と情報を共有し、迅速かつ組織的な対応ができる体制を構築する。
ウ. 当社は子会社に取締役または監査役を派遣し、それぞれの立場から業務の適正を確保するための提言等を行う。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
内部監査部門である監査部の事務分掌事項に監査等委員会の職務の補助を明記し監査部員にこれを行わせる。
- (8) 補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
イ. 監査部員は、監査等委員から職務の遂行に必要な事項について指示があった場合には、速やかに従うものとし、当該指示事項の遂行等について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。
- (9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
ア. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。
イ. 監査等委員は、決裁文書等を常時閲覧することができる。
ウ. 監査等委員は、取締役会及び経営会議の構成員（経営会議は常勤の監査等委員1名）として出席し意見を述べることができる。

- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談することができ、また、監査等委員の職務執行について生ずる諸費用は、会社が負担する。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、定期的に監査等委員と意見交換を行う場を設ける。
イ. 監査部員は、監査等委員会監査に同行する等、緊密な連携を行い監査等委員会監査の実効性を高めるよう努める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

各取締役及び従業員は、法令順守規程に基づき法令順守及び反社会的勢力の排除を経営の基本として職務執行するよう努めております。

コンプライアンス教育については、階層別教育やコンプライアンス担当部署等による講習会を開催し、各業務に関わる法令等の知識の向上とコンプライアンスの意識付けを行っております。

また、法令違反や不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図るため内部通報制度の窓口を社内外に設置し、運用しております。

(2) リスク管理体制

当社は、危機管理規程に基づき、危機の発生または発生するおそれのある事象に対して組織的に対応しております。

リスクが顕在化し、企業価値に大きな影響を与える事象が発生した場合には、被害や影響を最小限にとどめるための社内危機管理体制を整備するとともに、顧問弁護士や会計監査人に相談し、隨時必要な検討を実施しております。このほか、大規模災害時を想定した「日本電設事業継続計画（N D K B C P）」の運用を行っております。新型コロナウイルス対策については、様々な感染予防策及び感染拡大防止策を社員及び協力会社社員へ周知し取り組んでおります。情報セキュリティについては、規程に基づき、対策を確実に実行しております。

(3) 取締役の職務執行体制

当社は、取締役会において経営計画や経営に関する重要事項に関する意思決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役会は原則月1回開催することとしており、当期は11回開催しました。

また、当社は、執行役員制度を導入しており、特定の事業部門ごとに責任を持つ執行役員へ権限委譲しております。これにより各取締役の意思決定の迅速化を図っております。

(4) グループ会社経営管理体制

グループ会社の業務の適正を確保するため、グループ会社に取締役または監査役を派遣して、適宜提言等を行っているほか、NDKグループ社長会等を開催し、当社の経営方針等の伝達及び意見交換を行っております。

また、グループ会社のリスク管理は、危機管理規程に基づき、グループ会社において危機の発生または発生のおそれがある事象に対して、当社と情報を共有し、迅速かつ組織的な対応をしております。

(5) 監査等委員の職務執行体制

監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役の職務の執行状況について確認するとともに、必要に応じて意見を述べております。監査等委員会監査に監査部員が同行する等、監査等委員の業務が円滑に遂行できる体制としております。

また、監査等委員と取締役（監査等委員である取締役を除く。）は定期的な意見交換会を実施しており、情報共有を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は当該基本方針を定めておりません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流动資産	141,579	流动負債	58,393
現金預金	1,759	支払手形	1,234
受取手形	98	電子記録	11,061
電子記録	898	电工事期	25,868
完成工事未収入金	95,835	短期未借入金	5,008
有価証券	30,599	一括人税	25
未成工事支当金	4,101	未払法人税	2,335
未成工事の引当金	8,291	未成工事補償引当金	1,850
倒金	△5	完工工事損失引当金	188
固定資産	62,865	完工工事賞与引当金	737
有形固定資産	28,479	賞役員賞与の引当金	4,590
建物・構築物	13,705	リース債務	50
機械・運搬機具	2,347	一括支給引当金	5,440
工具器具・備品	778	退職給付引当金	7,051
土地	11,511	資産除去年債	83
一資	111	資本の引当金	6,577
建設設備	25	資本の去債	23
無形固定資産	980	その他の引当金	366
投資その他の資産	33,405	負債合計	65,444
投資関係会社	21,055	(純資産の部)	
長期貸付	9,273	株主資本	129,875
破産更生債	123	資本剰余金	8,494
长期前払費用	2	資本準備金	7,792
前払年税	61	利益剰余金	7,792
繰延税金の引当金	2,033	利息剰余金	113,600
貸倒引当金	482	利得剰余金	1,386
	376	その他利益剰余金	112,214
	△4	固定資産圧縮積立金	2,049
		特別償却準備金	0
		別途積立金	99,600
		繰越利益剰余金	10,564
		自己株式	△12
		評価・換算差額等	9,125
		その他有価証券評価差額金	9,125
資産合計	204,445	純資産合計	139,000
		負債純資産合計	204,445

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
完 成 工 事 高	百万円
完 成 工 事 原 価	138,990
完 成 工 事 総 利 益	122,775
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,215
	10,025
営 業 利 益	6,189
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,239
そ の 他	151
	1,390
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	0
そ の 他	10
	10
経 常 利 益	7,568
特 别 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	107
補 助 金 収 入	107
収 用 補 償 金	28
	242
特 别 損 失	
減 損 損 失	292
固 定 資 産 除 売 却 損	207
固 定 資 産 圧 縮 損	107
	606
税 引 前 当 期 純 利 益	7,204
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,290
法 人 税 等 調 整 額	127
当 期 純 利 益	4,785

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円

資本金	株主資本								
	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計		
	資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	8,494	7,792	1,386	2,019	1	93,900	13,784	111,090	
当期変動額									
剰余金の配当							△2,276	△2,276	
当期純利益							4,785	4,785	
自己株式の取得								△0	
固定資産圧縮積立金の積立				45			△45	—	
固定資産圧縮積立金の取崩				△14			14	—	
特別償却準備金の取崩					△1		1	—	
別途積立金の積立						5,700	△5,700	—	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	30	△1	5,700	△3,219	2,509	
当期末残高	8,494	7,792	1,386	2,049	0	99,600	10,564	113,600	
							△12	129,875	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	11,330	138,696
当期変動額		
剰余金の配当		△2,276
当期純利益		4,785
自己株式の取得		△0
固定資産圧縮積立金の積立		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—
特別償却準備金の取崩		—
別途積立金の積立		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,205	△2,205
当期変動額合計	△2,205	304
当期末残高	9,125	139,000

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、軌陸車についての耐用年数は、12年としております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対し、過去の完成工事に係る補償額の実績を基に将来の発生見込額を加味して計上しております。

- (3) 工事損失引当金
- (4) 賞与引当金
- (5) 役員賞与引当金
- (6) 退職給付引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、損失が確実視されその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。

役員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、電気設備工事の請負を主要な事業としており、顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させ引き渡す履行義務を負っております。当該工事請負契約は、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との個々の契約において約束された対価を取引価格とみなしております。

II. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、この要件を満たさない工事には工事完成基準を適用してきましたが、当事業年度の期首より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の完工工事高が3,334百万円、完工工事原価が3,334百万円それぞれ増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「III. 収益認識に関する注記」に記載しているため、省略しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 工事損失引当金

- (1) 当事業年度計上額 737百万円
- (2) その他の情報

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、損失が確実視されその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。損失見込額については、請負金額及び工事原価総額の見積りに大きく依存しているため、翌事業年度における仕様変更、原材料価格の変動及び想定していなかった原価の発生等により、計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

2. 履行義務の充足に係る進捗率を見積り、一定の期間にわたり認識した収益

- (1) 当事業年度計上額 17,665百万円
 (2) その他の情報

工事の進捗率の見積りは原価比例法により算出しており、請負金額及び工事原価総額の見積りに大きく依存しているため、翌事業年度における仕様変更、原材料価格の変動及び想定していなかった原価の発生等により、計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

投資有価証券	15百万円
P F I 2 事業に関する事業会社（S P C）の借入金	5,148百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	26,485百万円
-------------------	-----------

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	57,108百万円
関係会社に対する長期金銭債権	86百万円
関係会社に対する短期金銭債務	10,751百万円
関係会社に対する長期金銭債務	0百万円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との営業取引高

完成工事高のうち関係会社に対する売上高	63,239百万円
完成工事原価のうち関係会社からの仕入高	19,036百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	665百万円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	23,416株
------	---------

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払事業税	160
工事損失引当金	225
賞与引当金	1,404
退職給付引当金	2,012
退職給付信託	1,600
その他	743
繰延税金資産小計	6,147
評価性引当額	△208
繰延税金資産合計	5,939

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△903
前払年金費用	△622
その他有価証券評価差額金	△3,927
その他	△2
繰延税金負債合計	△5,456

繰延税金資産の純額	482
------------------	------------

IX. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等 の所 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
他の の関係 会社	東日本旅客鉄道(株)	(被所有) 直接 19.0	電気設備工事の請負	電気設備工事の請負	62,729	完成工事未収入金	52,378

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

電気設備工事の請負については、見積書を提出し、市場価格等を勘案した適正な価格により工事請負契約を締結しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	2,259円	66銭
2. 1株当たりの当期純利益	77円	80銭

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日本電設工業株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 淳
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 福 井 俊 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電設工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

日本電設工業株式会社 監査等委員会
 常勤監査等委員 水上 渉
 監査等委員 杉本 素信
 監査等委員 川俣 尚高
 監査等委員 下山 貴史

(注) 監査等委員杉本素信、監査等委員川俣尚高及び監査等委員下山貴史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	162,657	流動負債	60,563
現金預金	5,588	支払手形・工事未払金等	31,229
受取手形・完成工事未収入金等	106,167	電子記録債務	11,061
電子記録債権	902	短期借入金	100
有価証券	39,699	未払法人税等	2,812
未成工事支出金等	6,071	未成工事受入金	2,114
その他の	4,232	完成工事補償引当金	188
貸倒引当金	△5	工事損失引当金	737
固定資産	95,042	賞与引当金	6,251
有形固定資産	47,163	役員賞与引当金	83
建物・構築物	47,023	その他の	5,984
機械、運搬具及び工具器具備品	17,749	固定負債	11,944
土地	17,218	役員退職慰労引当金	101
建設仮勘定	59	繰延税金負債	505
その他の	2,211	退職給付に係る負債	10,001
減価償却累計額	△37,099	その他の	1,336
無形固定資産	4,881	負債合計	72,507
投資その他の資産	42,997	株主資本	161,669
投資有価証券	36,751	資本金	8,494
退職給付に係る資産	3,092	資本剰余金	7,792
繰延税金資産	2,478	利益剰余金	145,409
その他の	679	自己株式	△26
貸倒引当金	△4	その他の包括利益累計額	10,698
		その他有価証券評価差額金	9,298
		退職給付に係る調整累計額	1,400
		非支配株主持分	12,823
資産合計	257,700	純資産合計	185,192
		負債純資産合計	257,700

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		百万円
完 成 工 事 原 価	173,569	
完 成 工 事 総 利 益	151,905	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	21,664	
	14,209	
営 業 利 益	7,454	
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	713	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	14	
そ の 他	506	1,259
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	10	10
経 常 利 益	8,703	
特 别 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	108	
補 助 金 収 入 金	107	
収 用 補 償 金	28	243
特 別 損 失		
減 損 損 失	292	
固 定 資 産 除 売 却 損	230	
固 定 資 産 圧 縮 損	107	629
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	8,317	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,836
法 人 税 等 調 整 額		147
法 人 税 等 合 計		2,984
当 期 純 利 益	5,333	
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		110
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	5,222	

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,494	7,792	142,462	△25	158,723
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△2,276		△2,276
親会社株主に帰属する当期純利益			5,222		5,222
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,946	△0	2,946
当 期 末 残 高	8,494	7,792	145,409	△26	161,669

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	11,568	1,248	12,816	12,823	184,363
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△2,276
親会社株主に帰属する当期純利益					5,222
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,269	152	△2,117	0	△2,117
当 期 変 動 額 合 計	△2,269	152	△2,117	0	829
当 期 末 残 高	9,298	1,400	10,698	12,823	185,192

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 13社

NDK総合サービス(株)、NDKイツツ(株)、NDK電設(株)、NDK設備設計(株)、NDKアールアンドイー(株)、日本電設電車線工事(株)、日本電設信号工事(株)、日本電設通信工事(株)、NDK西日本電設(株)、(株)東電、トキワ電気工業(株)、(株)石田工業所、東日本電気エンジニアリング(株)

(2) 非連結子会社 3社

八重洲電機工事(株)、大栄電設工業(株)、日本架線工業(株)

非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

関連会社 1社

(株)新陽社

(2) 持分法非適用会社

非連結子会社 3社

八重洲電機工事(株)、大栄電設工業(株)、日本架線工業(株)

関連会社 4社

日本鉄道電気設計(株)、永楽電気(株)、(株)三工社、三誠電気(株)

持分法非適用会社についてその適用をしない理由

上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② 棚卸資産
未成工事支出金
　個別法による原価法
材料貯蔵品
　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、軌陸車についての耐用年数は12年としております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対し、過去の完成工事に係る補償額の実績を基に将来の発生見込額を加味して計上しております。

- ③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、損失が確定視されその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ④ 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。

- ⑤ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上しております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき計算した当連結会計年度末における支給基準の100%相当額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、電気設備工事の請負を主要な事業としており、顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させ引き渡す履行義務を負っております。当該工事請負契約は、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履

行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との個々の契約において約束された対価を取引価格とみなしております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数

（10年）による定率法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は発生した連結会計年度に一括費用処理しております。

II. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を、当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、この要件を満たさない工事には工事完成基準を適用してきましたが、当連結会計年度の期首より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができず、かつ当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、これらに該当しない工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の完工工事高が3,334百万円、完工工事原価が3,334百万円それぞれ増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

III. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント (設備工事業)
鉄道電気工事	100,114
一般電気工事	42,668
情報通信工事	27,945
その他	1,661
顧客との契約から生じる収益	172,388
その他の収益	1,180
外部顧客への売上高	173,569

(注) 1. 「その他」の事業には、ビル総合管理等の関連事業、ソフトウェアの開発及び電気設備の設計等を含んでおります。

2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しているため、省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、144,574百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、概ね8割が期末日から2年以内に収益を認識することを見込んでおります。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 工事損失引当金

- (1) 当連結会計年度計上額 737百万円
 (2) その他の情報

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、損失が確実視されその金額を合理的に見積もることができる工事について損失見込額を計上しております。損失見込額については、請負金額及び工事原価総額の見積りに大きく依存しているため、翌連結会計年度における仕様変更、原材料価格の変動及び想定していなかった原価の発生等により、連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

2. 履行義務の充足に係る進捗率を見積り、一定の期間にわたり認識した収益

- (1) 当連結会計年度計上額 17,665百万円
 (2) その他の情報

工事の進捗率の見積りは原価比例法により算出しており、請負金額及び工事原価総額の見積りに大きく依存しているため、翌連結会計年度における仕様変更、原材料価格の変動及び想定していなかった原価の発生等により、連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

投資有価証券	15百万円
P F I 2 事業に関する事業会社（S P C）の借入金	5,148百万円

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数の種類及び総数

普通株式

61,537,219株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2021年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議されております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,276百万円
1株当たり配当額	37円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月24日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,906百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月27日

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。

受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブに該当する取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注）2.を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券	39,699	39,699	— —
(2) 投資有価証券 その他有価証券	32,083	32,083	— —
資産計	71,782	71,782	—

（注）1. 「現金預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」、「電子記録債権」、「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,474

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	25,990	—	—	25,990
社債	—	7,192	—	7,192
その他	—	38,599	—	38,599
資産計	25,990	45,791	—	71,782

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、社債及びその他（コマーシャル・ペーパー等）は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債、その他（コマーシャル・ペーパー等）は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 2,804円 02銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 84円 96銭 |

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

日本電設工業株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 淳
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 福 井 俊 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電設工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

日本電設工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 水上 渉

監査等委員 杉本 素信

監査等委員 川俣 尚高

監査等委員 下山 貴史

(注) 監査等委員杉本素信、監査等委員川俣尚高及び監査等委員下山貴史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

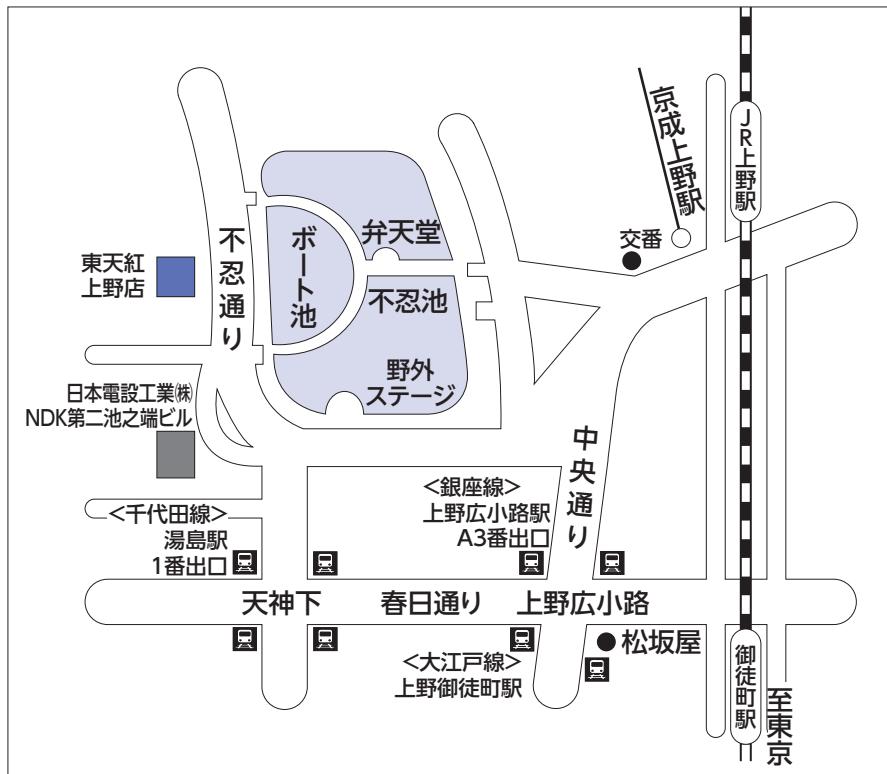
×モ欄

×モ欄

×モ欄

株主総会会場ご案内図

東京都台東区池之端一丁目4番1号
東天紅上野店 3階 凤凰の間
電話 (03)3828-5111(代)



J	R	上野駅しのばず口	徒歩13分
私		御徒町駅北口	徒歩13分
地	鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
下	鉄	千代田線・湯島駅（1番出口）	徒歩3分
		銀座線・上野広小路駅（A3番出口）	徒歩10分
		大江戸線・上野御徒町駅（A3番出口）	徒歩10分
お願い：		当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので お車でのご来場はご遠慮願います。	

UD
FONT
by MORISAWA

VEGETABLE
OIL INK